



平成 30 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 荻 田 和 宏
(コード番号：2749 東証第一部)
問 合 せ 先 管理部長 松 宮 美 佳
(TEL 052-933-5419)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

本日、当社は、当社株主より、臨時株主総会の招集請求に関する平成 30 年 4 月 13 日付の書面（以下「本書面」といいます。）を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主

本書面には、フレッシュアドバイザーズ株式会社、稲垣宏高氏、吉田玲子氏、王厚龍氏及び童国彰氏（以下、これらの株主を総称して「請求人ら」といいます。）が、請求人として記載されています。請求人らは、あわせて総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的である事項

- ①定款一部変更の件
- ②取締役 1 名解任の件（解任対象取締役 荻田和宏）

(2) 招集の理由（要旨）

本書面によれば、当社の取締役会が解任対象取締役を解任すべきという適切な判断を行っていない点について、再度株主総会を招集し、株主総会を開催すべきであり、当該株主総会において、当社の取締役会が馴れ合うことなく、株主に十分に情報提供がされることで、解任対象取締役が解任されるべきとの適切な判断が下されるはずであるから、株主総会を招集するとのことです。

なお、本書面に記載された各議案の概要は以下のとおりです。

【目的事項①：定款の一部変更の件】

（議案の要領）

株主総会における承認決議がなされた時点をもって、定款第 28 条（取締役の解任方法）のうち、「3分の2以上」とあるのを、「過半数」と変更する。

(提案の理由・要旨)

当社においては、取締役の選任の可決要件は過半数であるが、解任の可決要件は3分の2以上であるところ、かかる区別は取締役が自らの地位の保身に走っていることの証左であり、コーポレート・ガバナンスの観点から望ましくないため。

【目的事項②：取締役1名解任の件（解任対象取締役 荻田和宏）】

(議案の要領)

解任対象取締役を解任する。

(提案の理由・要旨)

平成30年3月23日に開催された当社の臨時株主総会において本議案と同内容の議案が否決されたのは、議決権行使の取扱いについて当社に有利な議決権の行使に関する事項を定めていたからであり、株主の適正な意思が反映されたものとは言い難く、当社の取締役会の馴れ合いによってたまたま否決されたものであるため。

また、当社の平成30年2月20日付けプレスリリースにおいて記載された当社の詭弁により株主の意思が歪曲されたことで、上記臨時株主総会において、本議案と同内容の議案が否決されたため。

3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の考え方及び対応の方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上